

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当たるときは、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 字の区域の新設等(市町村振興課)
 - 字の名称の変更(〃)
 - 鳥取県事業所経済調査要綱の一部改正(統計課)
 - 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)
 - 生活保護法による医療機関の変更(〃)
 - 生活保護法による診療所等の廃止(〃)
 - 結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)
 - 結核予防法による医療機関の指定の辞退(〃)
 - 被爆者一般疾病医療機関の指定(〃)
 - 被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退(〃)
 - 被爆者一般疾病医療機関の名称等の変更(〃)
 - 保険薬剤師の登録(保険課)
 - 国民健康保険法による療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)
 - 国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされるもの(〃)
 - 土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)
 - 土地改良区の役員就退任(三件)(〃)
 - 土地改良区の役員就退任(三件)(〃)

- 保安林の指定の解除(森林保全課)
- 保安林の指定の解除予定(〃)
- 開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)
- 小売りさばき人の指定(会計課)
- 小売りさばき人の届出事項の変更(〃)
- 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課)
- ◇ 公安告示
 - 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 海区漁調
 - すくい網漁業の操業に関する指示
- 委 告 示
- ◇ 地労委告
 - 地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等
- 示
- ◇ 公 告
 - 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況(中小企業課)
 - 土地収用法による審理の開始(収用委員会)
- ◇ 雑 報
 - 危険物取扱者試験の実施(消防防災課)

告 示

鳥取県告示第三百八十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称	同上の区域（平成六年一月二十七日現在の地番による。）
大字福成字四季	大字福成字石佛前の全域 大字福成字中山の全域 大字福成字春日口一〇三二、一〇四六の三の一部、一〇四六の五、一〇四七、一〇四八の二、一〇四八の四、一〇四九の二、一〇五〇の三及びこれらと一体をなす国有地
区域を変更する字の名称	同上の区域（平成六年一月二十七日現在の地番による。）
大字福成字石佛前北	大字福成字石佛前北のうち九九七、九九八の一、九九九、一〇〇〇、一〇〇一の一、一〇〇一の二、一〇〇二、一〇〇三、一〇〇五の一、一〇〇六、一〇〇七、一〇〇八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字福成字春日口	大字福成字春日口のうち一〇三二、一〇四六の三の一部、一〇四六の五、一〇四七、一〇四八の二、一〇四八の四、一〇四九の二、一〇五〇の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
廃止する字の名称	大字福成字石佛前、大字福成字中山

鳥取県告示第三百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき北条町長から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定によ

変更する字の名称	変更後の字の名称
大字江北	江北
大字國坂	国坂
大字田井	田井
大字土下	土下
大字米里	米里
大字島	島
大字北尾	北尾
大字弓原	弓原
大字下神	下神
大字松神	松神
大字曲	曲

り告示する。

この字の名称の変更は、平成六年五月一日からその効力を生ずる。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百八十五号

鳥取県事業所経済調査要綱（昭和五十一年四月鳥取県告示第三百一十一号）の一部を次のように改正する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

四に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由がある場合は、知事が別に定める期日に実施することができる。

鳥取県告示第三百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
よなご薬局	米子市車尾二二九四―一	平成六年三月二十八日
なべや薬局 米子店	米子市西町一〇	〃
有限会社 つくし薬局	米子市旗ヶ崎七丁目三三―二三	平成六年四月一日
ひまわり薬局	鳥取市末広温泉町二五一	〃

鳥田薬局

米子市東倉吉町六四

境中央薬局

境港市上道町三三一七

鳥取県告示第三百八十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
井上クリニック	米子市東町一三八	平成六年三月一日
さくら薬局	鳥取市立川町五丁目四一	平成六年四月一日

鳥取県告示第三百八十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 鳥取県済生会米子診療所	米子市錦町一丁目八	平成六年三月三十一日
つくし薬局	米子市旗ヶ崎七丁目二三―二三	〃
鳥田産業有限会社米子店	米子市東倉吉町六四	〃

鳥取県告示第三百八十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
井尻歯科医院	鳥取市雲山一〇―三八	平成六年四月一日
安田薬局	米子市大篠津町五五一	〃
ダイゲン眼科	鳥取市扇町一三三―二二	〃
ひまわり薬局	鳥取市末広温泉町二五二	〃
よなご薬局	米子市車尾二二九四―一	〃
あかさき薬局	東伯郡赤碓町大字赤碓一九八四―八	〃

名称	所在地	辞退年月日
家森薬局	東伯郡赤碓町大字赤碓二一四四―四	〃
鳥取県薬学総合センター 倉吉薬局	倉吉市南昭和町一七	〃
安梅医院	東伯郡関金町大字大鳥居二二五―一	〃
有限会社つくし薬局	米子市旗ヶ崎七丁目二三―二三	〃

鳥取県告示第三百九十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	辞退年月日
ダイゲン眼科医院	鳥取市扇町一三三―二二	平成六年三月三十一日
家森薬局	東伯郡赤碓町大字赤碓二一四四―四	〃
鳥取県薬学総合センター 倉吉薬局	倉吉市昭和町二丁目三〇―二二	〃
安梅医院	東伯郡関金町大字大鳥居二二六	〃
つくし薬局	米子市旗ヶ崎七丁目二三―二三	〃

鳥取県告示第三百九十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同令第十二條の規定により告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひまわり薬局	鳥取市末広温泉町二五一	平成六年四月一日
よなご薬局	米子市車尾二二九四―一	〃
あかさき薬局	東伯郡赤碕町大字赤碕一九八四―八	〃
家森薬局	東伯郡赤碕町大字赤碕一一四四―四	〃
今宮歯科クリニック	鳥取市湖山町北六丁目四〇三	〃
前田歯科医院	八頭郡河原町大字渡一本二六一―二	〃
有限会社つくし薬局	米子市旗ヶ崎七丁目二三―二三	〃
中下医院	米子市河崎五六―二	〃

鳥取県告示第三百九十二号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退の申出があったので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）

第二十二條において準用する同令第十六条の規定により告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
家森薬局	東伯郡赤碕町大字赤碕一一四四―四	平成六年三月三十一日
つくし薬局	米子市旗ヶ崎七丁目二三―二三	〃

鳥取県告示第三百九十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同令第十五條第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十二條において準用する同令第十五條第二項の規定により告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出医療機関	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
倉吉市南昭和町一七 鳥取県薬学総合センター 倉吉薬局	所在地	倉吉市昭和町 二丁目三〇―二	倉吉市南昭和町一七	平成三年三月二十六日
鳥取市立川町五丁目四一 さくら薬局	名称	みなと薬局鳥取店	さくら薬局	平成六年四月一日

鳥取県告示第三百九十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
村上智洋	鳥葉第八七六号	平成六年四月七日

鳥取県告示第三百九十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第三項の規定に基づき、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	申出の受理があつたものとみなされる年月日
鳥取県立精神保健センター	鳥取市江津三二八一	平成六年四月一日
境港市曜日応急診療所	境港市上道町三〇〇〇	〃
木山歯科クリニック	米子市夜見町三〇四六一	〃
森脇歯科医院	境港市中野町一八九三一	〃
ひまわり薬局	鳥取市末広温泉町二五一	〃
有限会社つくし薬局	米子市旗ヶ崎七丁目三三一一三	〃
有限会社フォルテシモ	米子市西福原一六六九一二	〃
鳥田薬局	米子市東倉吉町六四	〃
境中央薬局	境港市上道町三三二七	〃

鳥取県告示第三百九十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第四項の規定に基づき、国民健康保険薬剤師の登録があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録があったものとみなされる年月日
西 田 光 浩	鳥国薬第八六九号	平成六年二月二十八日
太 田 久 子	鳥国薬第八七〇号	平成六年三月八日
山 本 貞 子	鳥国薬第八七一号	平成六年三月二十二日
綿 谷 秀 徳	鳥国薬第八七三号	平成六年三月二十五日
霜 村 恭 子	鳥国薬第八七四号	〃
内 藤 芳 江	鳥国薬第八七五号	平成六年三月三十一日

鳥取県告示第三百九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、久米土地改良区の定款の変更を平成六年四月二十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり西郷中央土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事	氏 名	住 所
〃	壹 岐 一 二	八頭郡河原町大字中井二二三五
〃	田 中 稔	八頭郡河原町大字小畑八五
〃	坂 本 孝 行	八頭郡河原町大字牛戸八六
〃	前 田 稔	八頭郡河原町大字中井二三八
〃	田 渕 愿	八頭郡河原町大字本鹿一五
〃	谷 長 順 太 郎	八頭郡河原町大字湯谷八九
〃	谷 口 稔	八頭郡河原町大字天神原五八〇
〃	坂 本 薫	八頭郡河原町大字牛戸一四四
〃	谷 口 愛 一 郎	八頭郡河原町大字小畑一五九
〃	大 隅 勝 男	八頭郡河原町大字湯谷五七
〃	澤 田 英 司	八頭郡河原町大字本鹿九二
〃	田 中 久 美 雄	八頭郡河原町大字中井二九一
〃	田 中 劬	八頭郡河原町大字中井一〇三三四
〃	倉 信 洋 二	八頭郡河原町大字天神原四一六
〃	前 田 仁	八頭郡河原町大字本鹿二八九
〃	谷 口 秀	八頭郡河原町大字小畑一六三

監 事

〃 田 中 岩 男 八頭郡河原町大字中井三二二
 〃 田 淵 照 国 八頭郡河原町大字本鹿五八
 平成六年三月十七日退任

就任した役員の名及び住所

理事 壹岐 一二 八頭郡河原町大字中井二三五
 〃 田 中 稔 八頭郡河原町大字小畑八五
 〃 坂 本 孝 行 八頭郡河原町大字牛戸八六
 〃 前 田 稔 八頭郡河原町大字中井二三八
 〃 田 淵 愿 八頭郡河原町大字本鹿一五
 〃 谷 長 順 太郎 八頭郡河原町大字湯谷八九
 〃 谷 口 稔 八頭郡河原町大字天神原五八〇
 〃 坂 本 薫 八頭郡河原町大字牛戸一四四
 〃 谷 口 愛 一郎 八頭郡河原町大字小畑一五九
 〃 大 隅 勝 男 八頭郡河原町大字湯谷五七
 〃 田 淵 稔 八頭郡河原町大字本鹿一一七
 〃 田 中 久 美 雄 八頭郡河原町大字中井二九一
 〃 田 中 劭 八頭郡河原町大字中井一〇三十四
 〃 倉 信 洋 二 八頭郡河原町大字天神原四一六
 〃 右 近 清 美 八頭郡河原町大字本鹿二八七
 監事 田 淵 照 国 八頭郡河原町大字本鹿五八
 〃 谷 口 秀 八頭郡河原町大字小畑一六三
 〃 谷 口 孝 男 八頭郡河原町大字牛戸一五一
 平成六年三月十八日就任 任期三年

鳥取県告示第三百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次

のとおり瑞穂地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、
 同条第十七項の規定により告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 村上 快 一 気高郡気高町大字土居一三四
 〃 堀 尾 亮 治 気高郡気高町大字重高四五
 〃 堀 尾 浩 気高郡気高町大字重高九五
 〃 石 田 兪 気高郡気高町大字二本木九一
 〃 田 中 寿 信 気高郡気高町大字日光六四五
 〃 山 根 正 雄 気高郡気高町大字上光五二六一
 〃 早 稲 田 清 親 気高郡気高町大字上光七九三一
 〃 門 脇 善 昭 気高郡気高町大字上光四七五
 〃 富 川 卓 次 郎 気高郡気高町大字上光六二二一一
 〃 北 村 正 博 気高郡気高町大字下光元二七二
 〃 藤 本 久 雄 気高郡気高町大字下光元五六八一
 〃 山 崎 俊 宏 気高郡気高町大字常松一九六
 〃 北 村 仁 美 気高郡気高町大字常松三〇三
 〃 吉 田 廉 気高郡気高町大字富吉二一六
 〃 岡 本 武 志 気高郡気高町大字富吉二二二
 〃 吉 村 国 雄 気高郡気高町大字富吉二〇九
 監事 渡 辺 順 一 気高郡気高町大字重高九一
 〃 山 中 誠 一 気高郡気高町大字下光元二二三六
 〃 奥 田 一 郎 気高郡気高町大字常松四一九
 平成六年三月二十五日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 村上 快一 気高郡気高町大字土居一三四
 - 堀尾 亮治 気高郡気高町大字重高四五
 - 山本 孝芳 気高郡気高町大字重高七〇
 - 石田 兪 気高郡気高町大字二本木九一
 - 富山 文好 気高郡気高町大字坂本二〇四
 - 山下 泰之 気高郡気高町大字下坂本二七二
 - 家高 卓 気高郡気高町大字下坂本四一五
 - 田中 寿信 気高郡気高町大字日光六四五
 - 山根 正雄 気高郡気高町大字上光五二六一
 - 大平 道夫 気高郡気高町大字上光三〇〇
 - 門脇 善昭 気高郡気高町大字上光四七五
 - 富川 卓次郎 気高郡気高町大字上光六二二二
 - 北村 正博 気高郡気高町大字下光元二七二
 - 藤本 久雄 気高郡気高町大字下光元五六八一
 - 山崎 俊宏 気高郡気高町大字常松一九六
 - 北村 仁美 気高郡気高町大字常松三〇三
 - 吉田 廉 気高郡気高町大字富吉二一六
 - 岡本 武志 気高郡気高町大字富吉二二二
 - 吉村 国雄 気高郡気高町大字富吉二〇九
 - 監事 山中 博昭 気高郡気高町大字重高八九
 - 山中 誠一 気高郡気高町大字下光元二三六
 - 奥田 一郎 気高郡気高町大字常松四一九
- 平成六年三月二十六日就任 任期四年

鳥取県告示第四百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次

のとおり若し土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 山本 栄 倉吉市鴨河内一〇二七
 - 山本 整 倉吉市鴨河内四六九
 - 米田 健二 倉吉市鴨河内一〇〇八
 - 椿原 肇 倉吉市鴨河内三六〇
 - 米田 勲 倉吉市鴨河内一〇〇一
 - 黒田 和正 倉吉市鴨河内一二二七
 - 山根 賢 倉吉市鴨河内一〇六二一三
 - 監事 馬西 明德 倉吉市鴨河内一〇五一二
 - 西村 進 倉吉市鴨河内四〇二
 - 米田 紀男 倉吉市鴨河内一〇一四
- 平成六年四月九日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 山本 栄 倉吉市鴨河内一〇二七
- 米田 勲 倉吉市鴨河内一〇〇一
- 黒田 和正 倉吉市鴨河内一二二七
- 佐治 要 倉吉市鴨河内三八一一
- 米田 健二 倉吉市鴨河内一〇〇八
- 米田 重年 倉吉市鴨河内三六二一三
- 米田 收 倉吉市鴨河内一〇一〇

監事 馬 西 明 徳 倉吉市鴨河内一〇五一二

〃 西 村 進 倉吉市鴨河内四〇二

〃 米 田 紀 男 倉吉市鴨河内一〇一四

平成六年四月十日就任 任期四年

鳥取県告示第四百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり西部土地改良区から役員の仕事に就いた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事 杉 原 芳 治	
変更前	西伯郡岸本町坂長一八二八
変更後	西伯郡岸本町大殿一八二八

鳥取県告示第四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二二六四の八一九、二二六四の八二〇、二二六四の八二四、二二六四の八二五、二二六四の八二七、二二六四の八二八

2 保安林として指定された目的
飛砂の防備

3 解除の理由
国立公園事業用地とするため

二 1 解除に係る保安林の所在場所
岩美郡福部村大字湯山字狐山二二四三の三、二二四三の四

2 保安林として指定された目的
魚つき

3 解除の理由
国立公園事業用地とするため

三 1 解除に係る保安林の所在場所
岩美郡福部村大字湯山字高浜二二六四の八二八

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 解除の理由
国立公園事業用地とするため

鳥取県告示第四百三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字小出ヨリ葵谷迄九四一の五（次の図に示す部分に限る。）
保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第四百四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年十一月六日 鳥取県指令受都計第三百五十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市大杵字五反田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市大杵二四二―一五

清木 義則

鳥取県告示第四百五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年一月十九日 鳥取県指令受米土維第五百五十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西三柳字大沢十三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市彦名町二六三四―二

山川建築工業株式会社

代表取締役 山川健次

鳥取県告示第四百六号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成六年四月二十一日	五三四	米子市西三柳三〇二七―五	学校法人山陰中央自動車学校	米子市西三柳三〇二七―五 学校法人山陰中央自動車学校

鳥取県告示第四百七号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

小売りさばき人の名称 株式会社鳥取銀行 鳥取駅南支店	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
売りさばき場所	鳥取市南吉方一丁目六四	鳥取市南吉方一丁目三一		平成六年四月二十五日

公 安 規 則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年四月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

鳥取県公安委員会規則第三号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第三号の備考中「日本工業規格B列5番」を「日本工業規格A列4番」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第三号の備考中「日本工業規格B列5番」を「日本工業規格A列4番」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成六年五月十日から施行する。
- 2 この規則による改正前の鳥取県道路交通法施行細則に規定する様式による申請書については、当分の間、この規則による改正後の鳥取県道路交通法施行細則に規定する様式による申請書とみなす。

公 安 告 示

鳥取県公安委員会告示第三十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 者 名
回 轉 式 遊 技 機	ジャックポットⅣA	株式会社尚球社
フリンジボール遊技機	ジャンボコング2	太陽電子株式会社

海 区 漁 調 委 告 示

鳥取海区漁業調整委員会告示第一号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成六年四月二十六日

鳥取海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以东の鳥取県海面において、平成六年五月一日から同年八月三十一日までの間に、すくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

一 承認の内容

(一) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつては当該漁業に係る漁具を保有する者とし、県内に住所を有しない者にあつては当該漁業の実績を有する者とする。

(二) 承認の対象となる船舶

総トン数十トン未満の漁船

(三) 承認を受けた者の操業の条件

イ 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

ロ 共同漁業権に係る漁業の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有

する者の同意を得なければならない。

ハ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

ニ 漁獲物は、原則として本県の漁港に陸揚げしなければならない。

ホ 操業期間満了後速やかに、別に定める様式の漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

二 承認の取消し

一の(三)の条件に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

地 労 委 告 示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県地方労働委員会会長 勝 部 可 盛

氏名	生年月日	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 閱 歴	委 嘱 年 月 日
坪倉徹夫	大二・一〇・一五	米子市博労町四丁目三四 二一五		自宅 (〇八五九) 三三一八二五一	米子市助役	平五・三・二七
森田吉次郎	大一四・八・一五	鳥取市元大工町四	鳥取県地方労働委員会委員(会長代理)	自宅 (〇八五七) 二三四九〇九	鳥取県代表監査委員	〃
森本和雄	昭二・一・三一	岩美郡国府町奥谷一丁目 二〇二	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取家庭裁判所家事調停委員	自宅 (〇八五七) 二二一六七五五	鳥取県地方労働委員会事務局長	〃
大村光昭	昭三・一・九	米子市両三柳一九六一	公認会計士 税理士 鳥取県地方労働委員会委員	事務所 (〇八五九) 二四〇九一一 自宅 (〇八五九) 二九一八二四三		〃
勝部可盛	昭八・二・二四	米子市上福原一四五九 六	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員(会長)	事務所 (〇八五九) 三三一四五八 自宅 (〇八五九) 三三一四〇六七		〃
田村康明	昭九・一・一六	鳥取市卯垣四丁目三二九	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員	事務所 (〇八五七) 二四一九四五八		〃

谷口勝彦	山田篤	森岡正太郎	山田修平	内田良弘	直野喜光
昭一四・七・四	昭一四・一・一六	昭一三・七・六	昭二〇・七・三〇	昭九・六・二四	昭九・一・二二
鳥取市片原一丁目一五	○ 鳥取市浜坂五丁目四一三	五 鳥取市浜坂三丁目六一三	九二一三三 東伯郡東郷町大字松崎五	四一二 鳥取市湯所町一丁目三八	米子市加茂町一丁目三二
長 全国電気通信労働組合鳥取県支部執行委員長	鳥取県高等学校教職員組合執行委員長	ゼンセン同盟鳥取県支部長	鳥取県地方労働委員会委員 鳥取女子短期大学教授	鳥取県赤十字血液センター事務部長	弁護士
日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長 全国電気通信労働組合鳥取県支部執行委員長 自宅 (〇八五七)二九一六六九六	組合 (〇八五七)二三一四一〇〇 自宅 (〇八五七)二三一七八一一	組合 (〇八五七)二九一三二四六 自宅 (〇八五七)二二一四〇八三	短期大学 (〇八五八)二六一八一 自宅 (〇八五八)三一一三〇五	血液センター (〇八五七)二四一八一〇一 自宅 (〇八五七)二三一六二三三	事務所・自宅 (〇八五九)三三二七二四三
日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 全国電気通信労働組合鳥取県支部米子分会執行委員長	鳥取県高等学校教職員組合執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	ゼンセン同盟鳥取県支部長	鳥取女子短期大学助教授	鳥取県地方労働委員会事務局長	
〃	〃	平五・四・二二	平五・三・二七	平六・四・一四	〃

大木戸 武敏	山本明敏	桜田憲昭	石田喜昭	竹中安明	広藤 強
昭二・四・二六	昭一九・一・三三	昭一五・四・二六	昭一五・二・二〇	昭一四・九・二四	昭一四・九・六
鳥取市立川町六丁目五三 四	八頭郡八東町大字日田六 三三一	鳥取市津ノ井二八四一八	米子市石井一一一七	鳥取市西町三丁目三〇一	鳥取市吉方一八三
鳥取県地方労働委員会委員	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 全国金属機械労働組合日立フエライト支部 執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	日本労働組合総連合会鳥取県連合会執行委 員 私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執 行委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 中国電力労働組合鳥取県本部長 鳥取県地方労働委員会委員	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長代 行 鳥取県地方労働委員会委員
組合 （〇八五七）二二一三三四〇 自宅 （〇八五七）二六一四四二四	組合 （〇八五七）二六一三三〇一 自宅 （〇八五八）八四一一二六一	組合 （〇八五七）二四一七五〇〇 自宅 （〇八五七）五一八〇一〇	組合 （〇八五七）二四一八五九一 自宅 （〇八五九）二六一一六二五	組合 （〇八五七）二七一七一二六 自宅 （〇八五七）二九一九四〇八	組合 （〇八五七）二六一六六〇五 自宅 （〇八五七）二三一四二五〇
日本労働組合総連合会鳥取県連 合会会長 鳥取県中立組合連絡協議会議長 鳥取三洋電機労働組合中央執 行委員長	日本労働組合総連合会鳥取地区本部書 記長 全通信労働組合鳥取地区本部書 記長	日本労働組合総連合会鳥取県連 合会会長 全国金属機械労働組合日立フエ ライト支部副執行委員長 鳥取県労働組合総評議会東部地 区評議会副議長	日本労働組合総連合会鳥取県連 合会副会長 私鉄中国地方労働組合日ノ丸自 動車支部米子分会書記長	鳥取県労働総同盟会長	日本労働組合総連合会鳥取県連 合会事務局長 全通信労働組合鳥取地区本部委 員長
平五・三・二七	平五・四・三二	平五・三・二七	平五・四・三二	〃	平五・三・二七

村 上 博 太	高 田 勝 之 助	山 住 省 二	小 林 繁	西 谷 昇	笠 見 猛
昭 五 ・ 六 ・ 二 八	昭 四 ・ 一 ・ 五	昭 二 ・ 一 ・ 二 〇	大 一 五 ・ 七 ・ 一 四	大 二 ・ 四 ・ 一 五	昭 二 五 ・ 八 ・ 二 三
米子市上後藤八丁目七 三三二	鳥取市桜谷六〇三	八頭郡用瀬町大字用瀬四 八八	米子市皆生一六六一―五 四	倉吉市越殿町一四〇五― 三八	倉吉市中野二二四
米子商工会議所専務理事	鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取商工会議所専務理事	鳥取県経営者協会副会長、西部支部長 米子機工株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県経営者協会常任理事 西谷技術コンサルタント株式会社代表取締役 役社長	全日本自治団体労働組合鳥取県本部書記長 鳥取県地方労働委員会委員
自宅 (〇八五九) 二九―四三二七	自宅 (〇八五七) 二六―三一五九	自宅 (〇八五八) 八七―二九九七	自宅 (〇八五九) 二二―三四四五	自宅 (〇八五八) 二二―五六二〇	組合 (〇八五七) 二四―一八五一 自宅 (〇八五八) 二八―一〇七二
米子商工会議所理事兼事務局長	日本放送協会鳥取放送局副局長	鳥取県国民体育大会事務局局長	株式会社米子鉄工所取締役	西谷測量株式会社代表取締役社 長	全日本自治団体労働組合鳥取県 本部副執行委員長
◇	◇	◇	◇	◇	◇

水根 富士雄	児嶋 祥悟	永瀬 正治	河田 賢一	松本 顕	雑賀 啓一
昭一三・六・二五	昭一八・四・一九	昭一〇・六・一〇	昭八・一〇・一九	昭七・七・二七	昭七・六・二九
鳥取市富安三〇九―一	鳥取市美萩野一丁目三八	米子市宗像四五―一九	倉吉市住吉町九八	鳥取市吉成三丁目二一	米子市皆生二五九―九
鳥取県地方労働委員会事務局長	鳥取県地方労働委員会委員 鳥取瓦斯株式会社取締役社長	鳥取県経営者協会常任理事 米子商工会議所副会頭 永瀬石油株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県経営者協会常任理事 米子商工会議所副会頭 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県経営者協会副会長、中部支部長 株式会社鳥取銀行常務取締役	米子信用金庫常務理事
自宅 事務所 (〇八五七) 二四―二二〇五	自宅 会社 (〇八五七) 二八―八八一 (〇八五七) 五九―〇三六〇	自宅 会社 (〇八五九) 二六―三八四三	自宅 会社 (〇八五八) 二二―六一一六 (〇八五八) 二二―二二八一	自宅 会社 (〇八五七) 二二―八一八一 (〇八五七) 二七―五〇六九	金庫 自宅 (〇八五九) 三三―二二四一 (〇八五九) 二二―五三五四
鳥取県議会議務局次長兼総務課長	鳥取瓦斯株式会社常務取締役	株式会社永瀬石油店専務取締役	株式会社河田組専務取締役	株式会社鳥取銀行取締役総合企画部長	米子信用金庫常勤理事
平六・四・一	◇	◇	平五・三・二七	平五・四・二二	平五・三・二七

公 告

平成5年度第4四半期(1月～3月)内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成6年4月26日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 平成5年度第4四半期内に「出店調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	3月以内のもの	3月を超え6月以内のもの	6月を超え9月以内のもの	9月を超え12月以内のもの	合計
件数	0	1	0	1	2

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号。以下「法」という。)第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出(以下「法3等届出」という。)がされた日から地元説明終了の日まで
- 2 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出(以下「法5条等届出」という。)がされた日から法第7条第1項の規定による勧告を行った日(勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日)まで
- 2 平成6年3月31日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	法3条等届出以後地元説明終了のもの	地元説明終了後法5条等届出前のもの	法5条等届出以後鳥取県大規模小売店舗審議会の見取集約前のもの	意見集約中のもの	鳥取県大規模小売店舗審議会での審議中のもの	合計
件数	2	0	0	0	0	2

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成6年4月26日

鳥取県収用委員会会長 田 中 篤 篤

1 期日

平成6年5月18日(水)午後2時30分

2 場所

倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所大会議室

3 件名

一般国道9号改築工事(羽合道路)

雑 報

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成6年4月26日

財団法人消防試験研究センター理事長 中 條 永 吉

1 試験の種類及び日時

試 験 の 種 類	日	時
甲種危険物取扱者試験	平成6年7月3日(日)	13時15分から
乙種危険物取扱者試験	〃	〃
丙種危険物取扱者試験	平成6年7月3日(日)	10時15分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁講堂
鳥取市扇町21	県民ふれあい会館
倉吉市山根529-2	倉吉体育文化会館
米子市東福原36	米子市農業協同組合
米子市東福原1210-1	米子産業体育館

3 受験願書の受付期間

平成6年5月2日(月)から同年5月20日(金)まで(郵送による場合は、5月20日(金)までの消印のあるもの)に限り受け付ける。

4 受験願書の提出先

〒680 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(持参又は郵送によること。)

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあっては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあっては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあっては2,700円とし、所定の方法に

より納付すること。

6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県生活環境部消防防災課、各消防本部又は各地区危険物保安協会において交付する。
- (2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(電話 0857-26-8389)に照会すること。